

別紙2

制度改正等対応一覧

平成26年5月

厚生労働省年金局事業管理課システム室

制度改正等対応一覧の項目について

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント			
							業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書		
						H28.1	H29.1						

項目	記載内容
項番	案件の纏まりを認識するための番号を記載。纏まり単位で同一番号。
枝番	上記項番内の枝番を記載。項番+枝番にて案件が識別される。
件名	案件の名称を記載。
要件記述	
変更前	設計を変更する前の要件の内容を記載。 原則、「○○は、○○の際、○○に基づいて、○○を/に、○○できること。」の形式で記載。 新規追加の要件の場合、「(変更前の要件なし)」を記載。
変更後	要件の内容を記載。 ①業務機能要件、システム機能要件、非機能要件 原則、「○○は、○○の際、○○に基づいて、○○を/に、○○できること。」の形式で記載。 ②システム仕様 何が満たされていなければならないかを簡潔に記載。
変更内容	・具体的な変更内容を記載する。 ・補足資料で詳細を記載する場合は、参照する補足資料名称を明記する。 また、該当する変更内容欄の番号を補足資料名称の後に記載。(例: ○～○に関する資料)
実現時期	該当項番で記載した要件の実現時期を記載。
想定情報	影響箇所等について、日本年金機構側で想定している情報を記載。
要件種別	要件の種別を記載。(業務機能要件、システム機能要件、非機能要件)※1
影響範囲	
業務共通	業務共通のユースケースに影響があると思われる場合、変更内容欄の該当番号を記載。
業務個別	業務個別のユースケースに影響があると思われる場合、変更内容欄の該当番号を記載。
基盤	基盤に影響があると思われる場合、変更内容欄の該当番号を記載。
変更対象想定	代表的な変更対象箇所として想定される内容を記載。※2
要件定義書	要件定義書の修正が想定される箇所を記載。
基本設計書	基本設計書の修正が想定されるユースケースを記載。

*:業務個別とは、業務共通から呼び出される業務(適用、徴収)固有の機能の総称

※制度改正等対応一覧の内容を要件定義書、基本設計書に反映する際の設計書の修正方法に関しては、下記資料を参照すること。

・別紙2補足資料_全般_要件定義書、基本設計書の修正方法について(案)

※1 要件のレベルに応じた整理をするために設けた種別(4種類)

- 業務機能要件
 - ・人間が行うかシステム処理とするかは別にして、対象業務がなすべき機能
- 【具体例】
 - 現金の預け入れ/払い出し時、「お取引明細票」を発行する
- システム機能要件
 - ・業務機能要件を実現するためにシステムが行うべき機能
- 【具体例】
 - 「お取引明細票」はプリンタ出力して発行履歴をデータベース上に残す
- 非機能要件
 - ・業務実施上求められる品質に関する要件
 - ・システムとして備えているべき品質に関する要件
- 【具体例】
 - サービスの稼働時間は0:00~24:00とする
- システム仕様
 - システム機能要件、非機能要件を実現するための仕様
 - ・アプリケーション仕様
 - ・データ仕様
 - ・インフラ仕様
- 【具体例】
 - 「お客様明細票」の出力はATM機又はCD機のみで出力する

※2 変更対象想定については、原則、以下の網掛けの部分に記載しているものであり、すべてを洗い出してはしないので留意すること。

・要件定義書

01. システム概要及び基本方針
02. 各種基礎情報
03. システムの業務機能要件
03.1. 社会保険業務の構成
03.2. 業務機能要件
03.3. 業務フロー
04. ユーザインタフェース要件
05. セキュリティ要件
06. ネットワーク要件
07. ハードウェア要件
08. ソフトウェア要件
09. システム方式要件
10. 外部インタフェース要件
11. 移行要件
12. 運用要件

・基本設計書

1. 外部インタフェース仕様
1.1 外部インタフェース一覧
1.2 外部インタフェース項目一覧
2. 画面仕様
2.1 画面一覧
2.2 画面遷移図
2.3 画面レイアウト及び項目一覧
3. 帳票仕様
3.1 帳票一覧
3.2 帳票レイアウト及び項目一覧
4. 届書仕様
4.1 届書一覧
4.2 届書レイアウト及び項目一覧
5. データ仕様
5.1 ER図
5.2 エンティティ記述
5.3 エンティティ一覧
5.4 データベース仕様
5.4.1 テーブル一覧
5.4.2 テーブル定義
5.5 ファイル仕様
5.5.1 ファイル一覧
5.5.2 レコード・レイアウト
5.5.3 変換ファイル一覧
6. 機能仕様
6.1 システム機能記述書
6.2 ユースケース一覧
6.3 アクター・ユースケース対応表
6.4 画面・ユースケース対応表
6.5 帳票・ユースケース対応表
6.6 届書・ユースケース対応表
6.7 エンティティ・ユースケース対応表
6.8 ユースケース/アプリケーション・パターン対応表
6.9 届書コード・個別ユースケース対応表
6.10 個別・共通ユースケース対応表
6.11 コンポーネント・責務一覧
6.12 ユースケース対応表
6.13 ビジネスルール定義
6.13.1 ビジネスルール一覧
6.13.2 ビジネスルール定義書
6.14 業務機能要件・ユースケース対応表
7. 移行仕様
8. 基盤仕様
8.1 アプリケーション・パターン
8.2 システム全体構成
8.3 ハードウェア仕様
8.4 ソフトウェア仕様
8.5 ネットワーク仕様
8.6 コンポーネント設計テンプレート
9. 運用仕様
10. セキュリティ仕様

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
1	1	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受付者は、年金事務所にて紙の届書及び添付書類が提出された際、事務センターへ回付し、事務センターの受付者が届書及び添付書類のOCR(スキャン)読取及び画像化ができること。	受付者は、年金事務所にて紙の届書及び添付書類が提出された際、届書及び添付書類のスキャン及び画像化ができること。 なお、事務センターで行うスキャン及び画像化は引き続き対応できること。	①年金事務所及び事務センターにスキャナを追加するよう設計を変更すること。 ②年金事務所に提出された届書及び添付書類は、年金事務所のスキャナで読み取り、画像化できるよう設計を変更すること。 ③スキャナで届書及び添付書類を読み取る際、「仕切り紙(チェックシート)」から次の「仕切り紙(チェックシート)」まで又は「仕切り紙(チェックシート)」からスキャナにセットした原本の束の終わりまでを範囲として束を認識できるよう設計を変更すること。 ④届書及び添付書類のスキャン後、スキャナで読み取った画像は、スキャンした際に認識した束ごとにシステムに登録できるよう設計を変更すること。 ⑤上記④にて登録された画像について、画像情報の照会画面にて印刷できるよう設計を変更すること。 なお、画像を印刷した際、スキャンした際に割り当てられたスキャン通番を印字できるよう設計を変更すること。 ※「仕切り紙(チェックシート)」とは、紙で提出された届書及び添付書類の束単位の先頭に挿入される紙を指す。以下同じ。 補足資料: 「届書及び添付書類の束単位について」(③、④に関する資料) 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①、③の関連資料)	○	業務機能要件	② ④ ⑤	① ② ③	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 新規追加 【基盤】 ソフトウェア仕様 ハードウェア仕様 ネットワーク仕様		
1	2	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	(変更前の要件なし)	受付者は、届書の受付登録を行う際、「仕切り紙(チェックシート)」のQRコードから読み取った情報を確認できること。	①スキャナで「仕切り紙(チェックシート)」をスキャンした際、「仕切り紙(チェックシート)」に印刷されたQRコードを読み取ることができるよう設計を変更すること。 ②スキャナで読み取った「仕切り紙(チェックシート)」のQRコードをデータ化できるよう設計を変更すること。 ③データ化されたQRコードの情報はシステムに登録した上で、届書情報のうち受付に関する情報を入力する際に、各項目の初期値として表示できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(③に関する資料) 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①、②の関連資料)	○	業務機能要件	③	① ②	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 【基盤】 ソフトウェア仕様		
1	3	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	(変更前の要件なし)	受付者は、受付時に既に不備であることが判明している紙の届書(QRコードが印刷されたものを除く)及び添付書類について受付登録を行う際、画像情報及び受付情報のみ登録して審査者に回付できること。	①受付者は、受付時に既に不備であることが判明している紙の届書及び添付書類について受付登録を行う際、不備であることが登録できるよう設計を変更すること。 ②受付登録時に不備であることが登録された紙の届書(ただし、QRコードが印刷されているものは除く)は、画像情報及び受付情報のみ登録して審査者に回付できるよう設計を変更すること。 ③受付登録時に不備であることが登録された紙の届書(QRコードが印刷されているものは、画像情報、受付情報及び届書情報を個別審査の対象として審査者に回付できるよう設計を変更すること。 ④受付登録時に不備であることが登録された届書であることが確認できるように審査/決裁画面の設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①に関する資料)	○	業務機能要件	① ② ③ ④	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1			

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
1	4	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	(変更前の要件なし)	受付者は、届書の受付登録を行う際、届書のバーコード及びQRコードから読み取った情報を確認できること。	①スキャナで届書をスキャンした際に、届書に印字されたバーコード及び複数のQRコードを読み取ることができるよう設計を変更すること。 ②スキャナで読み取った届書のバーコード及び複数のQRコードを同時にデータ化できるよう設計を変更すること。 ③届書のスキャン後、上記②のデータを届書の画像と紐付けてシステムに登録できるよう設計を変更すること。 ④受付登録する画面にて、届書情報のうち受付に関する情報を入力する際、バーコード及びQRコードから読み取った様式コードを表示できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(④に関する資料) 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①、②の関連資料)		○	業務機能要件	③ ④	① ②	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-5-2-1 【基盤】 ソフトウェア仕様	
1	5	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受付者は、年金事務所及び事務センターにて紙の届書が提出された場合、キーボード入力により受付登録ができること。	受付者は、年金事務所及び事務センターにて紙の届書が提出された場合、スキャナで読み取った届書について、キーボード入力により受付登録ができること。	①受付の対象の一覧画面にて、「仕切り紙(チェックシート)」単位(スキャンした際に認識した束単位)に受付登録を行う対象を選択できるよう設計を変更すること。 なお、受付登録を行う対象は、自拠点のスキャナにて読み込んだ届書及び添付書類とすること。 ②受付登録する画面にて、届書情報のうち受付に関する情報(事業所等の申請者に関する情報、様式コード、添付書類区分等)を入力する際、仕切り紙(チェックシート)、届書及び添付書類の画像を照会できるよう設計を変更すること。 なお、仕切り紙(チェックシート)は届書情報の登録画面、審査画面及び決裁画面では表示しないこと。 ③仕切り紙(チェックシート)、届書及び添付書類の画像は、受付登録する画面とは別に表示されるよう設計を変更すること。 ④届書情報のうち受付に関する情報を入力する際、年金制度の区分(厚生年金適用、船員保険適用、国民年金適用、国民年金保険料)により、入力不要な項目に対して入力制御できるよう設計を変更すること。 ⑤受付登録を行う際、届書と添付書類を区別して登録できるよう設計を変更すること。 なお、厚生年金保険の場合、届出情報に対して添付書類を紐付け、国民年金の場合、届書情報に対して添付書類を紐付けるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①～⑤に関する資料)		○	業務機能要件	① ② ③ ④ ⑤		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-1-3	
1	6	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受付者は、年金事務所及び事務センターにて電子媒体の届書が提出された場合、電子媒体より読み取った内容をもとに受付登録ができること。	受付者は、年金事務所及び事務センターにて電子媒体の届書が提出された場合、電子媒体より読み取った内容及びキーボード入力により入力された内容をもとに受付登録ができること。	①受付の対象の一覧画面にて、受付登録を行う対象を選択する際、電子媒体の届書と併せて提出された添付書類(総括表含む)を選択できるよう設計を変更すること。 ②スキャンした際に読み取った「チェックシート(仕切り紙)」の媒体区分が電子媒体の場合、受付登録の画面から電子媒体登録の画面に遷移できるよう設計を変更すること。 ③電子媒体登録の画面にて、電子媒体から読み取った情報の登録又は登録取消を行った場合、受付登録の画面に遷移できるよう設計を変更すること。 ④電子媒体登録の画面にて、電子媒体から読み取った情報を登録した場合、その情報を受付登録の画面に表示されるよう設計を変更すること。 なお、電子媒体から読み取った情報について登録取消を行った場合は、受付登録の画面には表示されないようにすること。 ⑤受付登録を行う際、厚生年金保険の電子媒体の場合は届出情報に対して総括表を紐付け、国民年金の電子媒体の場合はすべての届書情報に対して総括表を紐付けるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①～③に関する資料)		○	業務機能要件	① ② ③ ④ ⑤	② ③	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-1-2 【基盤】 Z-0-1-1-1-1 Z-0-1-1-2-1 Z-0-1-1-3-1	

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
1	7	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受付者は、紙で提出された届書について、受理前に限り、受付に関する情報を修正できること。	受付者/受理者/審査者は、紙、電子媒体又は電子申請で提出された届書について、受理後でも受付に関する情報を修正できること。	①経過管理照会画面にて、受付に関する情報を修正する届書を選択する際、経過管理ステータスが「受付」から「審査中」までの状態の届書を選択できるよう設計を変更すること。 ②届書情報のうち受付に関する情報を修正する際、経過管理ステータスは変更せずに修正できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②			・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-4-4
1	8	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	(変更前の要件なし)	受理者は、受付登録後に委託業者(パンチ入力)へ作業を委託するため、届書の画像情報を電子媒体に出力し、委託依頼票を印刷できること。	①届書情報からパンチ入力委託する届書を検索できるよう設計を変更すること。 なお、パンチ入力委託対象の届書であっても受付時に急急対応が必要と登録された届書については委託対象から除外すること。 ②検索されたパンチ入力委託対象の届書について、届書画像情報を電子媒体に出力することができるよう設計を変更すること。 ③パンチ入力対象の届書画像を電子媒体に出力する際に、委託依頼票(定型文と依頼日、様式コード別の出力画像件数程度の簡単な書式)を印刷するよう設計を変更すること。 なお、委託依頼票の印刷に際しては決裁不要とし、印刷した委託依頼票の再出力は不要とすること。 ④パンチ入力委託した画像情報については、委託依頼中であることが判別できるよう設計を変更すること。なお、入力委託した届書についての届書情報を受領した際に、受領した届書情報と委託した画像情報の突き合わせチェックが行えるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書・処理票一覧」(①に関する資料) 「届書情報登録に係る流れについて」(①～④に関する資料)		○	業務機能要件	① ② ③ ④	②	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加 【基盤】 ハードウェア仕様	
1	9	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受理者は、委託業者(パンチ入力)より受け取った届書情報の入った電子媒体について、システムに登録できたことを画面で確認できること。	受理者は、委託業者(パンチ入力)より受け取った届書情報の入った電子媒体について、委託したデータが漏れなく含まれていることを確認の上、システムに登録できたことを画面で確認できること。	①電子媒体を読み取った際の属性チェックにおいては、「*」をエラーとしないよう設計を変更すること。 ②電子媒体を読み取った際、当該電子媒体の全データから次の情報を取得し、読み取り結果確認の画面に表示するよう設計を変更すること。 ・収録件数、正常件数、エラー件数、「*」の個数(1項目に複数の「*」が含まれる場合、そのすべてを計上すること) なお、正常件数とエラー件数を被保険者単位で表示し、属性チェックのエラー率を被保険者単位で算出できるよう設計を変更すること。 ③電子媒体から読み取った届書情報と委託した画像情報の突き合わせチェックを実施し、過不足なく納品されていることを登録確認の画面から確認できるよう設計を変更すること。 ※パンチ入力作業中、届書画像に読めない文字があった場合は、入力項目のデータ型にかかわらず、当該文字に代えて「*」を入力する。 補足資料: 「届書情報登録に係る流れについて」(①～④に関する資料)		○	業務機能要件	① ② ③	① ②	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-1 【基盤】 ソフトウェア仕様	

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
1	10	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受取者は、届書原本を確認しながら、届書情報を登録できること。	受取者は、届書画像を確認しながら、届書情報を登録できること。	①キーボード入力対象の届書の検索画面にて、基本設計に設計されている検索条件に加えて、至急処理の要否及び郡市区コードを検索条件に対象届書を検索できるよう設計を変更すること。 ②キーボード入力対象の届書について、スキャンした画像を見ながら届書項目の内容を入力できるよう設計を変更すること。 ③入力対象の届書がQRコード付届書の場合、キーボード入力を行う画面に、QRコードから読み取った内容が初期値として表示されるよう設計を変更すること。 ④キーボード入力を行う画面で、QRコードの読み取りエラーの有無を確認できるよう設計を変更すること。 ⑤画面設計規約に従い、対象の届書レイアウトに従った入力画面になるよう設計を変更すること。 ⑥審査工程のみで入力できる項目について、受理工程では届書項目の内容を入力する画面にて入力できないよう設計を変更すること。 ⑦届書画像に読めない文字があった場合、入力項目のデータ型にかかわらず、当該文字に代えて「*」を入力できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書・処理票一覧」(①～⑤に関する資料) 「届書情報登録に係る流れについて」(①、②、⑤、⑥に関する資料)	○	業務機能要件	① ②	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	○	業務機能要件 業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-1 【業務個別】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照	
1	11	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受取者は、システム化対象のすべての届書について、届書情報のデータ化を伴う届書として受付ができること。	受取者は、システム化対象のうち一部の届書(画像のみ管理を行う届書)について、届書情報のデータ化を伴わない届書として受付ができること。	①画像のみ管理を行う届書について、パンチ入力委託対象の届書及びキーボード入力対象の届書として抽出されないよう設計を変更すること。 ②画像のみ管理を行う届書について、受付登録した後、審査者が審査を開始できる状態となるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書・処理票一覧」(①、②に関する資料) 「画像のみ管理を行う届書の処理について」(①、②に関する資料)	○	業務機能要件	① ②	○	業務機能要件 業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1		
1	12	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	(変更前の要件なし)	受取者は、入力情報を収録した「仕切り紙(チェックシート)」を作成・印刷できること。	①スキャン端末の画面からチェックシートの内容を入力して作成できる。入力情報(制度区分・受付日・受付区分・媒体区分)を収録したQRコードを作成できるよう設計を変更すること。作成されたQRコードを含めたチェックシートが印刷可能とするよう設計を変更すること。 ②QRコードを印刷する機能を追加するよう設計を変更すること。	○	業務機能要件	○	① ②	○	【基盤】 ソフトウェア仕様		
1	13	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受取者は、届書及び添付書類をOCR(スキャン)で読み込み、読込件数を確認できること。	受取者は、届書及び添付書類のスキャン後、スキャン端末の画面上にて、読み込んだ枚数を確認できること。	①「仕切り紙(チェックシート)」から次の「仕切り紙(チェックシート)」又は「仕切り紙(チェックシート)」から終わりまでを範囲として届書を読み込んで枚数をカウントできるよう設計を変更すること。 ②上記①で読み込んだ枚数をスキャン端末に表示できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書及び添付書類の束単位について」(①、②に関する資料) 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①、②に関する資料)	○	業務機能要件	○	① ②	○	【基盤】 ハードウェア仕様		
1	14	届書等情報のデータ化の方式変更に伴う機能変更について	受取者は、届書及び添付書類をOCR(スキャン)で読み込み、払いだされたOCR通番を確認できること。	受取者は、届書及び添付書類をスキャンした際、届書及び添付書類の原本にスキャン通番を印字できること。	①届書及び添付書類をスキャンした際に、ユニークなシリアル番号を印字できるよう設計を変更すること。 ※届書及び添付書類の画像にはシリアル番号を表示させない。 ②届書及び添付書類の画像のファイル名には、シリアル番号を付加すること。 補足資料: 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①、②に関する資料)	○	業務機能要件	○	① ②	○	【基盤】 ソフトウェア仕様		

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報						
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント		
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書	
2	1	スキャン画面について	(変更前の要件なし)	受付者は、届書及び添付書類のスキャン後、読み込んだ枚数に不備がある場合、スキャン端末の画面上にて画像情報を削除できること。	①届書及び添付書類をスキャンした際に、「仕切り紙(チェックシート)」から次の「仕切り紙(チェックシート)」、又は「仕切り紙(チェックシート)」から終わりまでを範囲として読取画像を削除できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①に関する資料)		○	業務機能要件				①	—	【基盤】 ソフトウェア仕様 ハードウェア仕様
3	1	届書及び添付書類の画像情報の削除に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	受付者/審査者は、画像情報について削除登録するとともに差し替え登録ができること。なお、画像情報は削除登録することにより、論理削除されること。 また、画像情報の削除は受付時及び審査時に可能とするが、受付時であってもパンチ入力委託中及びキーボード入力中は不可とすること。	①届書の受付登録及び審査の際に、「仕切り紙(チェックシート)」、届書及び添付書類の画像情報の削除が必要な場合、受付登録する画面及び審査画面から画像情報を削除登録する画面に遷移できるよう設計を変更すること。 ②審査画面から画像情報を削除登録する画面に遷移する際、審査中の届書の情報を照会し、削除する画像情報を選択できるよう設計を変更すること。 ③画像情報を削除登録する画面にて、削除する画像情報について削除理由を入力の上、削除登録できるよう設計を変更すること。 なお、画像情報は削除登録することにより、論理削除となるよう設計を変更すること。 ④画像情報を削除登録する画面にて、画像情報の差し替え登録ができるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①に関する資料) 「画像情報の削除について」(①～④に関する資料)		○	業務機能要件				① ② ③ ④	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-5-3-1 新規追加
3	2	届書及び添付書類の画像情報の削除に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	受付者(管理者)/審査者(管理者)は、削除登録された画像情報について、削除理由を確認の上、削除できること。 なお、画像情報は削除することにより、物理削除されること。 ※「管理者」は、機構職員を指す。	①削除登録された画像情報について一覧表示し、削除理由を確認できるよう設計を変更すること。 ②上記①の一覧画面にて、画像情報の照会ができるよう設計を変更すること。 ③画像情報について、管理者が確認後、物理削除できるよう設計を変更すること。 ④論理削除後、一定期間経過しても物理削除されていない場合、管理者に対し警告メッセージを表示できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「画像情報の削除について」(①～③に関する資料)		○	業務機能要件				① ② ③ ④	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加
4	1	届書の受付控を出力する運用方法の変更に係る機能変更について	受付者は、サービススタンダード対象届書について受付に係る情報を登録した後、対象届書ごとに受付控を作成・印刷できること。	受付者は、紙及び電子媒体で提出された届書について受付に係る情報を登録した後、申請者の届出ごとに受付控を作成・印刷できること。また、受付控を印刷する際、該当する届書及び添付書類の画像を併せて印刷できること。	①申請者から提出された届書が紙及び電子媒体の場合、届書情報のうち受付に関する情報を登録した後、申請者の届出ごと(事業所、市区町村、被保険者、社会保険労務士ごと)に、受付控を1部作成・印刷できるよう設計を変更すること。 なお、申請者からの提出が電子申請の場合は、受付控を作成・印刷しないこと。 ②受付控を印刷する際、申請者の届出に対して受付を行った旨が分かる定型文を印字できるよう設計を変更すること。 なお、基本設計で設計されているサービススタンダード対象届書の受付控とは別の帳票として設計すること。 ③受付控を印刷する際、届書情報に紐付いている届書及び添付書類の画像も併せて印刷できるよう設計を変更すること。 ④届書及び添付書類の画像は、写しである旨を印字し、またスキャンした際に割り当てられたスキャン通番を印字せずに印刷できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書・処理票一覧」(①～④に関する資料)		○	業務機能要件				① ② ③ ④	・業務機能要件 ・業務フロー DMM_ID:2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 4-1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-4-4 Z-0-0-1-6-1
5	1	各項目の入力省略化について	(変更前の要件なし)	システムは、利用者が入力補助の対象となる項目を入力した際、当該項目に関連する情報を設定できること。	①システムで各業務を実施する際、補足資料「入力補助機能について」に従い、入力補助機能を利用できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「入力補助機能について」(①に関する資料)		○	システム機能要件				①	—	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-3-1 新規追加

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
6	1	入力データチェック機能の変更について	審査者は、届書入力データチェック結果を、二次審査から検索結果の一覧画面にて確認できること。また、一次審査から審査画面にて確認できること。	審査者は、届書入力データチェック結果を、一次審査から検索結果の一覧画面にて確認できること。なお、審査画面からの確認は引き続き一次審査から対応できること。	①届書の入力データチェックは、基本設計で記載されているタイミングに加えて、「受理後」にも実行するように設計を変更すること。 なお、「受理後」の入力データチェックでは、審査工程でのみ入力できる項目を対象外とするように設計を変更すること。 ②届書入力データチェックを実施した結果にエラー、警告があった場合は、審査対象届出の一覧画面、審査対象届書の一覧画面に、その旨表示するよう設計を変更すること。 なお、エラー、警告の両方が発生した場合は、エラーがある旨を表示されるようにすること。 ③届書ごとに行う入力データチェックの内容を補足資料「入力データチェック仕様」の記載内容に合わせるよう設計を変更すること。 ④内容審査を行う際、入力データチェックでエラー及び警告となった項目については、項目の背景色を変更して表示するよう設計を変更すること。 なお、エラー及び警告となった項目がある場合は、出力メッセージには「エラー」、「警告」の違いが明確に識別できるメッセージ内容も表示できるように設計を変更すること。 補足資料： 「届書・処理票一覧」(①に関する資料) 「入力データチェック仕様」(③に関する資料) 「各画面イメージ」(④に関する資料)	○	業務機能要件	①	② ③ ④		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1 【業務個別】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照	
6	2	入力データチェック機能の変更について	審査者は、処理票データチェック結果を、審査画面にて確認できること。	審査者は、処理票データチェック結果を、検索結果の一覧画面及び審査画面にて確認できること。	①処理票入力データチェックを実施した結果にエラー、警告があった場合は、審査対象処理票一覧画面に、その旨表示するよう設計を変更すること。 なお、エラー、警告の両方が発生した場合は、エラーがある旨を表示されるようにすること。 ②処理票ごとに行う入力データチェックの内容を補足資料「入力データチェック仕様」の記載内容に合わせるよう設計を変更すること。 ③内容審査を行う際、入力データチェックでエラー及び警告となった項目については、項目の背景色を変更して表示するよう設計を変更すること。 なお、エラー及び警告となった項目がある場合は、出力メッセージには「エラー」、「警告」の違いが明確に識別できるメッセージ内容も表示できるように設計を変更すること。 補足資料： 「届書・処理票一覧」(②に関する資料) 「入力データチェック仕様」(②に関する資料) 「各画面イメージ」(③に関する資料)	○	業務機能要件	①	② ③		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3 【業務個別】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照	
6	3	入力データチェック機能の変更について	決裁権者は、前審査者までの入力データチェック結果及び補正の履歴を確認できること。	審査者及び決裁権者は、前審査者までの入力データチェック結果及び補正の履歴を確認できること。	①入力データチェックの結果及び補正の履歴を、審査者についても確認できるよう設計を変更すること。	○	システム機能要件	①			・業務機能要件別紙	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3	
7	1	入力データチェック機能に係るオンラインレスポンスタイムについて	(変更前の要件なし)	システムは、入力データチェックを一括実施した場合であっても、入力データチェックに係るレスポンスタイムの範囲内でチェックを終えられること。	①非機能要件定義書「5.1オンラインレスポンスタイム」に、入力データチェックを一括実施した場合のレスポンスタイムの記述を追加すること。	○	非機能要件			①	・非機能要件定義書	-	
8	1	申し送り事項の記入欄に係る機能変更について	受理者/起票者/審査者/決裁権者は、次審査者/決裁権者への申し送り事項について一つの特記事項欄を共有して登録できること。	審査者/決裁権者は、次審査者/決裁権者への申し送り事項について複数のメモ欄に登録できること。	①届書及び処理票の審査/決裁画面にて、複数のメモ欄に任意の内容を登録できるよう設計を変更すること。なお、メモ欄は届書情報ごとに1セットを保持できること。 ②メモ欄の登録時、数種類の区分のうち登録内容に応じた区分を選択できるよう設計を変更すること。 ③上記①にて登録されたメモの内容、登録者のID、登録日時等を審査/決裁画面に表示できるよう設計を変更すること。 ④メモ欄の参照時、メモ欄の詳細を表示しなくても②で選択した区分を確認できるようにし、詳細表示の要否を審査者/決裁権者が判断できるよう設計を変更すること。 補足資料： 「各画面イメージ」(①～④に関する資料)	○	業務機能要件		① ② ③ ④		・業務機能要件別紙	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3	

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
9	1	審査事務の単位について	審査者/決裁権者は、提出された届書の内訳単位で審査/決裁処理ができること。	審査者/決裁権者は、提出された届書の束単位で審査/決裁処理ができ、束の中の各届書が同時に審査/決裁できること。	①提出された届書は審査束単位で審査/決裁処理を行う形とし、束の中の届書が個別審査/個別決裁と一括審査/一括決裁で分かれてしまうことがないよう設計を変更すること。 なお、前審査者へ差し戻しする場合は、審査束単位で差し戻しされるよう設計を変更すること。 ②ステータスを審査束の単位で設定できるよう設計を変更すること(審査束内の届書のステータスがすべてそろったところで審査束のステータスを変更される)。 ③提出された書類束の中で、一部届書の審査処理を分け、それぞれ審査/決裁をする必要が出た場合に、対象の届書を審査者が別の束に分離し、それぞれの束で審査/決裁が進められるよう設計を変更すること。 なお、審査束に紐付けられた添付書類について、元の審査束と分離した審査束にそれぞれ紐付くよう設計を変更すること。 ④一部の被保険者の届書情報を、審査の不要な届書として審査束に残したまま審査対象から外し、残りの被保険者の審査を進めることができるよう設計を変更すること。 ⑤届書の検索画面は、審査単位の変更に合わせて検索方法になるよう設計を変更すること。 ⑥届書の検索画面は、基本設計で設計されている検索条件に加えて、届書名・様式コード、市区町村コード、被保険者氏名等を検索条件に対象の届書を検索できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「審査単位について」(①～③に関する資料) 「届書・処理票一覧」(⑤に関する資料)		○	業務機能要件	① ② ③ ④ ⑤ ⑥			・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-11-1 Z-0-0-5-20-1 Z-0-0-5-25-1 Z-0-0-5-36-1 Z-0-0-5-36-2
9	2	審査事務の単位について	受取者は、届書の内訳情報に対する添付書類の画像の紐付を変更できること。	受付者/審査者は、審査束に対する届書情報、添付書類情報並びに画像情報の紐付を変更できること。	①審査の束に対して、届書情報及び添付書類情報の紐付の追加並びに取消ができるよう設計を変更すること。 ②届書情報及び添付書類情報に対して、届書及び添付書類の画像情報の紐付を追加並びに取消ができるよう設計を変更すること。 ③受付登録する画面から遷移し、届書及び添付書類の紐付ができるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(③に関する資料)		○	業務機能要件	① ② ③		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-26-1	
9	3	審査事務の単位について	審査者/決裁権者は、審査/決裁処理の際、項目が規則的に列記された画面をもとに、審査/補正入力ができること。	審査者/決裁権者は、審査/決裁処理の際、届書の書式に従った画面をもとに、審査/補正入力ができること。	①審査/決裁画面では、対象届書の画像情報と届書情報を並べて表示し、審査/決裁ができるよう設計を変更すること。 ②審査/決裁画面は、対象の届書レイアウトに従った画面構成にし、審査にて必要な項目が表示できるよう設計を変更すること。 ③電子媒体、電子申請(CSV形式)で受け付けた届書については、受け取った届書の内容を一覧形式で確認できるよう画面を設計すること。 ④審査画面から審査中の届書に紐付く添付書類の画像を照会できるよう設計を変更すること。 ⑤審査画面から添付書類の画像を照会する際、別ウィンドウで画像を表示できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「各画面イメージ」(①～⑤に関する資料) 「届書・処理票一覧」(②～③に関する資料)		○	業務機能要件	① ④ ⑤	② ③	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照	

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
10	1	関連届書の確認について	審査者/決裁権者は、審査/決裁画面において、現在審査/決裁を行っている届書に関連する届書がある旨を確認できること。	審査者/決裁権者は、審査/決裁画面において、現在審査/決裁を行っている届書に関連する届書について、審査照会画面にて照会できること。	①審査/決裁中に、審査/決裁画面から審査照会画面を利用し、関連する届書情報を照会できるよう設計を変更すること。 ②審査照会画面は、審査画面と同じレイアウトで照会のみ行える画面とするよう設計を変更すること。 ③審査画面から審査照会画面を呼び出す際、別のウィンドウで表示できるよう設計を変更すること。 ④関連する届書に該当する条件は次の3種類とし、それぞれ経過管理ステータスが「審査中(保留含む)」、「返戻中」、「返戻済」、「回送」又は「審査完了」の届書を照会対象として抽出できるよう設計を変更すること。 ・同一届出内かつ同一被保険者 ・異なる届出かつ同一被保険者 ※異なる届出かつ同一被保険者の場合は、経過管理ステータスが「審査完了」の届書を照会対象として抽出しないこと。 ・3号取得届と被扶養者異動届(同一被保険者ではない)		○	業務機能要件	① ② ③ ④			・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-6 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1 新規追加
11	1	画像のみ管理する届書の審査・決裁に係る機能追加について	審査者/決裁権者は、システム化対象の全届書について、画像情報及び届書情報のデータ化を伴う届書として審査/決裁できること。	審査者/決裁権者は、システム化対象のうち一部の届書について、届書情報のデータ化を伴わない届書(画像のみ管理を行う届書)として審査/決裁できること。	①画像のみ管理を行う届書の審査/決裁では、届書の画像と入力項目のない共通画面を用いて審査/決裁を行うことができるよう設計を変更すること。 ②画像のみ管理を行う届書の対象が追加された場合でも、プログラムを改修することなく、設定変更やマスタ登録のみで対応できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書・処理票一覧」(①に関する資料) 「画像のみ管理を行う届書の処理について」(①に関する資料)		○	業務機能要件	②	①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 新規追加
12	1	審査時における申請者情報の表示について	審査者は、審査画面にて審査対象届書に記入された申請者情報を確認できること。	審査者は、審査画面にて審査対象届書に記入された申請者情報に加え、審査対象届書の事業所整理記号に紐づく事業所の既保有情報を確認できること。	①届書項目表示の際に、事業所整理記号に紐づく情報については、既保有情報より取得した情報を表示するよう設計を変更すること。 ②上記①で記載した内容については、事業所整理記号を入力する届書のみが対象となるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②			—	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1
13	1	複数画面の制御について	審査者は、届書画面において、届書の添付書類の画像を閲覧できること。	審査者は、届書画面において、届書の添付書類の画像を複数同時に閲覧できること。	①別Windowで複数画面表示できるよう設計を変更すること。		○	システム機能要件			①	—	【基盤】 ソフトウェア仕様
14	1	審査・決裁の一括処理に係る機能変更について	審査者/決裁権者は、入力内容の補正を行った届書については、一括審査/一括決裁とはせず個別審査/個別決裁で処理できること。	審査者/決裁権者は、直前の審査者が入力内容の補正をせずに承認した届書については、一括審査/一括決裁で処理できること。	①以下に示すものは一括処理対象として抽出されないよう設計を変更すること。 ・至急処理届書 ・処理票 ・1次審査者が点検できなかった届書 ・直前の審査者が補正を行った届書 ※直前の審査で、補正が行われていなければ、補正履歴のある届書も一括処理対象とする。 ・届書情報のデータ化を伴わない届書 ・二次決裁を行う届書 ・添付書類がある届書 ※電子媒体の届書で、総括表のみが添付書類として紐付いている場合は、一括処理対象とする。 ②決裁結果の登録が完了した時点で届書一括決裁結果画面を表示できるよう設計を変更すること。その際、表示する内容についても、表示のタイミングに合わせた内容に変更すること。 補足資料: 「事務処理の概要図」(①に関する資料)		○	業務機能要件	① ②			・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報						
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント		
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書	
15	1	決裁階層の動的な変更に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	決裁権者は、審査者又は決裁権者から二次決裁を依頼された届書について二次決裁ができること。	①審査過程で、審査者(二次審査者に限る)/決裁権者が審査/決裁中の届書について二次決裁の登録ができるよう設計を変更すること。なお、二次決裁の登録があった場合、決裁権者の決裁完了後に対象の届書情報が二次決裁権者に回付されること。 ②二次決裁を行う決裁権者に届書情報が回付された際、経過管理ステータスは「審査中」のままとし、二次決裁の完了をもって「審査完了」となるよう設計を変更すること。 ③年金事務所に審査/決裁を実施する場合、二次決裁の登録と併せて、二次決裁を自拠点の決裁権者に依頼するか、管轄の事務センターの決裁権者に依頼するか選択できるよう設計を変更すること。 ④事務センターの決裁権者は自拠点の二次決裁対象届書だけでなく、管轄下の年金事務所から依頼された二次決裁対象届書についても決裁できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ② ③ ④				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3
16	1	届書審査画面からの処理票起票に係る機能追加について	審査者は、特定の届書の審査画面から、当該届書を契機とする処理票を起票できること。	審査者は、すべての届書の審査画面から処理票を起票できること。	①処理票一覧画面から起票したい処理票を選択して起票できるよう設計を変更すること。 ②審査画面から処理票一覧画面に遷移できるよう設計を変更すること ③審査画面から処理票を起票した場合は、起票した処理票情報と審査していた届書情報を紐付けられるよう設計を変更すること。 なお、上記以外の場合は届書情報の紐付けは不要とする。		○	業務機能要件	① ② ③				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-30-1
16	2	届書審査画面からの処理票起票に係る機能追加について	審査者/決裁権者は、処理票の審査/決裁を処理票単位に実施できること。	審査者/決裁権者は、届書の審査時に起票した処理票について、起票元となった届書の審査束に含めて審査/決裁できること。	①一つの審査束の中に届書と処理票が混在できるよう設計を変更すること。 ②届書の審査画面から起票した処理票と、起票元となった届書が、審査/決裁画面で同一の審査束として表示されるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②				—	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3
17	1	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	起票者は、処理票起票時及び処理票審査時に、起票の根拠書類の画像情報を登録できること。	①処理票起票の根拠となる書類を起票者がスキャンした上で、処理票の起票時及び審査時に根拠書類の画像情報の登録ができるよう設計を変更すること。 ②起票した処理票情報に対し、上記①で登録した根拠書類の画像情報を該当処理票に紐付けられるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加
17	2	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	審査者、決裁権者は起票された処理票の内容を確認しながら審査できること。	審査者、決裁権者は起票された処理票の内容と、処理票起票の根拠となった書類の画像を確認しながら処理票の審査、決裁が行えること。	①処理票の審査、決裁画面では、処理票起票の根拠となる書類の画像を確認しながら内容を審査、決裁できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	①				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3
17	3	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、継続免除申請の審査の際に、被保険者に対して所得確認が必要な場合、所得確認に係る処理票を起票できること。	①継続免除申請の審査画面から、所得確認に係る処理票を起票する画面に遷移できるよう設計を変更すること。 ②所得確認に係る処理票の決裁完了後、通知書を印刷できるよう設計を変更すること。 ③所得確認に係る処理票の決裁の完了を契機とし、継続免除申請の処理票の処理ステータスを所得確認中であることが判別できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ③	① ②			・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-20-1 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3 新規追加 【業務個別】 新規追加
17	4	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、所得確認に係る処理票の決裁完了後、一定期間経過しても所得確認に係る書類が提出されなかった場合、警告メッセージを確認できること。	①所得確認に係る処理票の決裁完了後、所得確認に係る書類が提出されず、一定期間経過した継続免除申請の処理票を遅延対象として抽出できるよう設計を変更すること。 ②上記①の通知を契機とし、該当の処理票について審査者が審査を再開できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-2-18-3
17	5	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、所得確認に係る書類が提出された場合、該当する継続免除申請の処理票に根拠書類として登録することにより、処理票の審査を再開できること。	①継続免除申請の処理票に根拠書類として所得確認に係る書類を登録することにより、処理票の審査を再開できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	①				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
17	6	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、継続免除申請の審査を再開後、委託業者(パンチ入力)へ作業を委託する為、処理票の根拠書類の画像情報を電子媒体に出力し、委託依頼票を印刷できること。	①パンチ入力委託する処理票の根拠書類を検索できるよう設計を変更すること。 ②処理票の根拠書類について、画像情報をパンチ入力委託用の電子媒体に出力することが出来るよう設計を変更すること。 ③上記③の電子媒体への出力を契機とし、該当する処理票の処理ステータスを委託依頼中であることが判別できるよう設計を変更すること。 ④パンチ入力対象の処理票の根拠書類の画像を電子媒体に出力する際に、委託依頼票(定型文と依頼日、出力画像件数程度の簡単な書式)を印刷するよう設計を変更すること。なお、委託依頼票の印刷に際しては決裁不要とし、印刷した委託依頼票の再出力は不要とすること。 ⑤パンチ入力委託した画像情報については、委託依頼中であることが判別できるようにすること。なお、入力委託した処理票の根拠書類についての所得関連情報を受領した際に、受領した所得関連情報と委託した画像情報の突き合わせチェックが行えるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ② ③ ④ ⑤	②	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加 【基盤】 ハードウェア仕様	
17	7	処理票起票時の根拠書類登録に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、委託業者(パンチ入力)より受け取った所得関連情報の入った電子媒体について、委託したデータが漏れなく含まれていることを確認の上、該当する処理票の審査が再開できること。	①電子媒体より読み取った情報を継続免除申請の処理票の所得関連情報としてシステムに登録できるよう設計を変更すること。 ②電子媒体を読み取った際の属性チェックにおいては、「*」をエラーとしないよう設計を変更すること。 ③電子媒体を読み取った際、当該電子媒体の全データから次の情報を取得し、読み取り結果確認の画面に表示するよう設計を変更すること。 ・収録件数、正常件数、エラー件数、「*」の個数(1項目に複数の「*」が含まれる場合、そのすべてを計上すること) なお、正常件数とエラー件数を被保険者単位で表示し、属性チェックのエラー率を被保険者単位で算出できるよう設計を変更すること。 ④電子媒体から読み取った所得関連情報と委託した画像情報の突き合わせチェックを実施し、過不足なく納品されていることを登録確認の画面から確認できるよう設計を変更すること。 ⑤上記①で電子媒体より読み取った情報をシステムに登録することにより、処理票の審査を再開できるよう設計を変更すること。 ※パンチ入力作業中、処理票の根拠書類の画像に読めない文字があった場合は、入力項目のデータ型にかかわらず、当該文字に代えて「*」を入力する。		○	業務機能要件	① ② ③ ④ ⑤	② ③	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-20-1 新規追加 【業務個別】 新規追加 【基盤】 ソフトウェア仕様	
18	1	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	帳票出力機能利用者は、返戻決裁の完了後、該当する届書の返戻票を2部(再提出用・お客様控用)印刷し、申請者に送付できること。	帳票出力機能利用者は、返戻決裁の完了後、返戻決裁を行った際の審査束ごとに返戻票を2部(再提出用・お客様控用)印刷し、申請者に送付できること。また、返戻票の印刷の際、該当する届書及び添付書類の画像も併せて印刷できること。	①届書の返戻を行う場合は、返戻決裁の完了後、返戻決裁を行った際の審査束ごとに返戻票を2部(再提出用・お客様控用)作成できるよう設計を変更すること。 ②返戻理由の登録時に、審査束に紐づく添付書類の中から、返戻対象の届書と併せて返戻が必要な添付書類を選択できるよう設計を変更すること。 ③返戻票を印刷する際に、返戻する届書及び添付書類の画像も併せて印刷できるよう設計を変更すること。なお、届書及び添付書類の画像は各1部印刷できること。 ④返戻する届書の画像を印刷する際、原本と同等であることを証明する旨の定型文が印字されるよう設計を変更すること。 ⑤返戻する届書の画像及び返戻票を印刷する際、届書をスキャンした際に割り当てられたスキャン通番が印字されるよう設計を変更すること。 ⑥返戻決裁の完了を契機とし、経過管理ステータスを以下に示すように更新できるよう設計を変更すること。 ・届書(申請書以外)を返戻する場合:「返戻済」 ・届書(申請書)を返戻する場合:「返戻中」 ⑦返戻時に払い出された返戻票番号について、経過管理照会画面で確認できるよう設計を変更すること。 ⑧社労士から提出された届書を返戻する場合は、返戻票の宛先として受付登録時に入力した社労士の情報を印字できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-4-1 Z-0-0-0-4-4 Z-0-0-5-11-1 Z-0-0-5-13-1	

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報						
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント		
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書	
18	2	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	(変更前の要件なし)	審査者/決裁権者は、届出者から届書原本の返戻を求められた場合、原本を返戻する旨を登録/確認できること。	①届書原本の返戻を行う場合は、審査の際、原本を返戻する旨を登録できるよう設計を変更すること。 ②決裁の際、原本を返戻する旨を確認できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-11-1 Z-0-0-5-25-1
18	3	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	(変更前の要件なし)	受付者は、事務所及び事務センターにて受付登録する際、他拠点の事務所及び事務センターを回送先として指定した上で、決裁権者へ回付できること。	①受付時に回送を行う場合は、受付登録する画面にて他拠点の事務所及び事務センターを回送先として指定できるよう設計を変更すること。 ②受付時に回送を行う場合は、受付登録後に決裁を行った上で回送先の拠点に回送されるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①に関する資料)		○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 新規追加
18	4	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	審査者は、回送元の回送決裁完了後、回送票及び該当する届書の原本を受領した上で、届書の審査を開始できること。	審査者は、回送元の回送決裁完了後、回送票及び該当する届書の原本を受領することなく、届書の審査を開始できること。	①受付登録後に回送を行う場合は、回送決裁の完了後、回送票を作成しないよう設計を変更すること。 ②回送決裁の完了後、回送先の一次審査者に対してポータル通知を行えるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-36-2
18	5	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	審査者は、市区町村への照会が必要な場合、市区町村回送票及び当該届書の原本を管轄する市区町村に回送できること。	審査者は、市区町村又は金融機関への照会が必要な場合、外部機関回送票、当該届書の原本及び添付書類の原本を、管轄する市区町村又は金融機関に回送できること。	①外部機関回送を行う場合は、外部機関回送票を作成する際、回送先として該当する金融機関を設定できるよう設計を変更すること。 ②経過管理ステータスで、外部機関回送中であることを管理できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-4-4 Z-0-0-5-36-1
18	6	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	審査者は、進達された届書原本を機構本部にて受領した場合、回答票を手作業で作成し、進達元に回付できること。	起票者/審査者/決裁権者は、回答が必要な届書が、他業務依頼で機構本部に進達された場合、依頼の確認及び処理票の起票/審査/決裁ができること。また、回答票を起票/決裁し、依頼元に通知できること。	①回答が必要な届書について本部進達を行う場合は、機構本部を依頼先として、他業務依頼の依頼ができるよう設計を変更すること。 ②機構本部にて、下記に示す他業務依頼の依頼先の処理ができるよう設計を変更すること。 ・ポータル通知の確認及び通知 ・依頼の確認 ・回答票起票 ・回答票決裁 ・処理票起票 ・処理票審査 ・処理票決裁 ③機構本部にて、経過管理照会画面で依頼された届書の情報を照会できるよう設計を変更すること。 ④機構本部にて、他業務依頼の依頼先で使用する届書の画像を印刷できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ② ③ ④				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-4-4 Z-0-0-5-24-1 Z-0-0-5-24-2 Z-0-0-5-24-3 Z-0-0-5-24-4 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3
18	7	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	審査者/決裁権者は、進達された届書原本を機構本部にて受領した場合、回答票を手作業で作成/決裁し、進達元に回付できること。	審査者/決裁権者は、回答が不要な届書が回送で機構本部に進達された場合、届書の審査/決裁ができること。	①回答が不要な届書について本部進達を行う場合は、機構本部を回送先として回送ができるよう設計を変更すること。 ②機構本部を回送先として回送した場合、ステータスで「本部回送済」であることを管理できるよう設計を変更すること。 ③機構本部にて、回送された旨のポータル通知の確認ができるよう設計を変更すること。 ④機構本部にて、経過管理照会画面で回送された届書の情報を照会できるよう設計を変更すること。 ⑤機構本部にて、回送先で使用する届書の画像を印刷できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ② ③ ④				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-36-1 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報								
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント				
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書			
18	8	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	受付者は、届書(申請書以外)が再提出された場合、再受付を行うことができること。 なお、届書(申請書以外)を再受付することにより、審査を再開する。	受付者は、届書(申請書以外)が再提出された場合、新規の受付を行うことができること。 なお、届書(申請書以外)は、返戻した際にステータスが「返戻済」となるため、再受付を行わず新規の受付を行う。	①受付登録する画面にて、届書情報のうち受付に関する情報を入力する際、受付日とは別に、初回受付日を入力できるよう設計を変更すること。 ②受付登録する画面にて、届書情報のうち受付に関する情報を入力する際、返戻票番号を入力できるよう設計を変更すること。 なお、返戻票番号を入力した場合、返戻前の届書情報と返戻後の届書情報を紐付けられるよう設計を変更すること。			○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-5-2-5	
18	9	返戻等の運用方法の変更に係る機能変更について	受取者は、返戻した届書(拒否処分前の申請書)及び外部機関回送した届書が再受付された後、再受付登録した届書情報に対して再提出された届書の画像を紐付けできること。	受取者は、返戻した届書(拒否処分前の申請書)及び外部機関回送した届書を再受付する際、再受付登録した届書情報に対して再提出された届書の画像を紐付けできること。	①再受付登録する画面にて、再受付登録する届書情報に対して、再提出された届書の画像を紐付けできるよう設計を変更すること。 ②再受付登録した届書情報について、入力データチェックを行った上で審査を開始できるよう設計を変更すること。			○	業務機能要件	① ②				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-2-5	
19	1	通知書レイアウトの設計に係る機能変更について	システムは、システムで扱う対象のすべての通知書について、通知書レイアウトに従った帳票を出力できること。	システムは、システムで扱う対象のうち一部の通知書について、記載項目及びレイアウト変更後の通知書レイアウトに従った帳票を出力できること。	①記載項目及びレイアウトの変更に伴い、変更後の帳票設計規約及び通知書のイメージに従った通知書レイアウトとなるよう設計を変更すること。 ②通知書レイアウトに従った帳票を出力できるよう設計を変更すること。 ③通知書のうち個別に通知理由を入力する通知については、届書の審査画面にて入力できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「通知書の種類」(①、②に関する資料)			○	システム機能要件	① ② ③						【業務個別】 補足資料「通知書の種類を使用した影響箇所の見つけ方」参照
20	1	帳票の出力及び照会に係る機能変更について	帳票出力機能利用者は、出力対象の帳票について、拠点にて紙に出力するか、画像情報を電子媒体に出力し委託業者(通知書出力)にて紙に出力するか、あらかじめ定められた方法で出力できること。	帳票出力機能利用者は、出力対象の帳票について、拠点にて紙に出力するか、画像情報及び別送先情報を電子媒体に出力し委託業者(通知書出力)にて紙に出力するか、出力時に都度選択できること。また、電子媒体に出力する場合、通知書作成委託件数表を印刷できること。	①通知書等の出力時、拠点にて紙に出力するか、電子媒体に出力し委託業者(通知書出力)にて紙に出力するかを通知単位で選択できるよう設計を変更すること。 ②委託業者(通知書出力)に渡す画像情報及び別送先情報を電子媒体に出力できるよう設計を変更すること。 ③委託業者(通知書出力)に渡す電子媒体を作成する際、通知書作成委託件数表を作成できるよう設計を変更すること。 なお、通知書作成委託件数表の印刷に際しては決裁不要とし、印刷した通知書作成委託件数表の再出力は不要とすること。			○	業務機能要件	① ③	②			・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-7-29-1 新規追加 【基盤】 ハードウェア仕様	
20	2	帳票の出力及び照会に係る機能変更について	帳票出力機能利用者は、通知書/返戻票を、事業所単位、市区町村単位、被保険者単位又は社労士単位で出力できること。	帳票出力機能利用者は、通知書を、事業所単位、市区町村単位又は被保険者単位で出力できること。	①通知書を社労士単位に出力しないよう設計を変更すること。			○	業務機能要件	①						【業務共通】 Z-0-0-7-27-1 Z-0-0-7-29-1
20	3	帳票の出力及び照会に係る機能変更について	通知事蹟照会機能利用者は、通知事蹟を画面上で照会できること。	通知事蹟照会機能利用者は、通知事蹟と帳票の画像データを同一ウィンドウ上で照会できること。	①通知事蹟を照会する際、対象の通知書の通知事蹟と画像データを同一ウィンドウ上に表示できるよう設計を変更すること。			○	業務機能要件	①						【業務共通】 Z-0-0-7-29-3
21	1	事業所の別送先情報の管理方式に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	受付者/受取者/審査者/決裁権者は、事業所の別送先情報登録の届書を受付/受理/審査/決裁できること。	①事業所から提出された別送先登録用の届書(登録・取消・変更)に基づいて登録された情報を、システムで管理できるよう設計を変更すること。			○	業務機能要件		①			・業務機能要件 ・業務フロー DMM_ID:2-3	【業務個別】 新規追加	

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
21	2	事業所の別送先情報の管理方式に係る機能追加について	帳票出力機能利用者は、通知書返却先に社労士が選択されている場合、通知書を社労士に送付できること。	帳票出力機能利用者は、事業所に別送先住所が登録されている場合、通知書を別送先に送付できること。	①別送先情報が登録されている事業所については、届出者及び届書の記載内容にかかわらず、通知書と併せて別送先の住所を記載した送付状を出力するよう設計を変更すること。なお、通知書には本来の住所が記載されること。 ②送付状と当該送付状が対象とする通知書が一つの出力単位となるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②			・業務機能要件 ・業務フロー DMM_ID: 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 4-1, 4-3, 4-4, 4-5, 4-6	【業務共通】 Z-0-0-7-29-1
21	3	事業所の別送先情報の管理方式に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	利用者は、事業所の別送先情報を照会できること。	①事業主の情報(事業所整理記号、事業所名、事業主名等)を検索キーとして、登録されている別送先情報(事業所名、住所、電話番号)を、別送先情報を照会する画面から照会できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー DMM_ID: 2-3	【業務個別】 新規追加
22	1	社労士情報の管理方式に係る機能変更について	システム管理者は、社労士会等から送付された社労士情報に基づいて、社労士情報を画面から登録・取消・変更できること。	受付者/受理者/審査者/決裁権者は、社労士情報登録の届書を受付/受理/審査/決裁できること。	①提出された社労士情報登録用の届書(登録・取消・変更)に基づいて登録された情報を、システムで管理できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 T-2-3-2-13-1
22	2	社労士情報の管理方式に係る機能変更について	審査者/決裁権者は、通知書返却先に社労士が指定されている届書について、当該社労士が懲戒処分中であるか否かを審査/決裁画面上で確認できること。	審査者/決裁権者は、社労士から提出された届書について、当該社労士が懲戒処分中であるか否かを審査/決裁画面上で確認できること。	①社労士の懲戒情報チェックについて、届書の提出者が社労士である場合のみ実施するよう設計を変更すること。		○	業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー DMM_ID: 2-2, 2-3, 3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6	【業務個別】 T-2-2-2-5-1 T-2-3-2-10-1 T-2-3-2-13-1
22	3	社労士情報の管理方式に係る機能変更について	(変更前の要件なし)	利用者は、社労士情報を照会できること。	①社労士コードを検索キーとして、登録されている社労士情報(氏名、住所、電話番号、懲戒処分中の有無)を、社労士情報を照会する画面から照会できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 新規追加
22	4	社労士情報の管理方式に係る機能変更について	(変更前の要件なし)	システム管理者は、厚生労働省から社労士情報が送られた際、懲戒等に関する情報を登録できること。	①社労士情報の登録・取消・変更を行う画面にて、懲戒等に係る情報を登録できること。		○	業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 新規追加
23	1	未送達となった通知書情報の登録方式に係る機能変更について	(変更前の要件なし)	システムは、通知事蹟情報を郵便物管理システムと日次で連携すること。	①郵便物管理システムに対し、年金事務所及び事務センターで出力した通知書の通知事蹟情報を日次処理でファイル転送できるよう設計を変更すること。		○	システム機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加
23	2	未送達となった通知書情報の登録方式に係る機能変更について	(変更前の要件なし)	通知事蹟照会機能利用者は、郵便物管理システムから取得した未送達通知書に係る情報を照会できること。	①通知事蹟照会画面を表示する際、通知事蹟情報及び未送達事蹟情報を郵便物管理システムから取得できるよう設計を変更すること。		○	システム機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-7-29-3 新規追加
24	1	届書データの処理期間等に係る進捗・実績管理の機能変更について	(変更前の要件なし)	システムは、届書の処理状況に係る情報を統計・業務分析サブシステムに提供できること。	①届書の処理状況に係る情報について、補足資料「統計・業務分析サブシステムに連携する情報について」に記載されているデータ項目を管理できるよう設計を変更すること。 ②上記①で管理する情報について、統計・業務分析サブシステムに提供できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「統計・業務分析サブシステムに連携する情報について」(①に関する資料)		○	システム機能要件	① ②			・業務機能要件別紙	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-4-1 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-11-1 Z-0-0-5-20-1 Z-0-0-5-25-1 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3 Z-0-0-5-36-1
24	2	届書データの処理期間等に係る進捗・実績管理の機能変更について	利用者は、自拠点の届書の処理状況を届書別に管理し、処理実績の集計並びに他拠点の処理実績との比較ができること。	利用者は、自拠点における届書の処理実績の集計及び他拠点の処理実績との比較について、統計・業務分析サブシステムを利用して実施できること。	①自拠点の届書について、集計分析に係る以下の処理を実施しないよう設計を変更すること。 ・組織別、遅延理由別、担当者別の届書処理実績集計 ・届書決裁情報の抽出指示の審査、決裁及び届書抽出処理の照会 ②上記①の機能を削除した場合にも問題なく動作するよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ②			・業務機能要件別紙	【業務共通】 Z-0-0-3-5-1 Z-0-0-3-5-2 Z-0-0-3-6-1 Z-0-0-3-6-2 Z-0-0-3-6-3

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報						
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント		
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書	
25	1	届書(原本)の委託業者(原本保管)への引き渡し時に係る保管情報の管理機能の追加について	(変更前の要件なし)	保管者は、各拠点で一時保管していた届書等の原本を委託業者(原本保管)に引き渡す際、届書等の原本の保管情報を登録し、委託業者(原本保管)あての引渡依頼書を作成できること。	①原本の保管情報の登録画面にて、原本の保管情報(引き渡し年月日、保管業者名、保管場所、受付年月日、スキャン通番)の登録・取消・変更ができるよう設計を変更すること。 ②原本の保管情報の登録画面は、引渡年月日ごとに受付日及びスキャン通番を一覧形式で入力できるよう設計を変更すること。 なお、スキャン通番は範囲(スキャン通番の連番が切れる単位)を指定して入力できるようにすること。また、スキャン通番の欠番等がある場合はその旨を入力できるよう設計を変更すること。 ③原本の保管情報が記載された委託業者(原本保管)あての引渡依頼書を出力できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	① ② ③				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加
25	2	届書(原本)の委託業者(原本保管)への引き渡し時に係る保管情報の管理機能の追加について	(変更前の要件なし)	保管者は、委託業者(原本保管)が届書等の原本を保管した際に作成する保管リストを受領し、その内容をもとに、保管情報の照会ができること。	①保管リストに記載されている原本の保管情報(引き渡し年月日、保管業者名、保管場所、スキャン通番)を検索キーとして、登録済みの原本の保管情報が照会できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	①				・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 新規追加
26	1	届書等の画像データの保管・出力について	(変更前の要件なし)	システムは、届書の画像データを、決裁終了日を起点として6ヶ月間保存できること。	①6ヶ月間の届書の画像データを保存できるハードディスク容量を確保するよう設計を変更すること。		○	システム機能要件			①	—		【基盤】 ハードウェア仕様
26	2	届書等の画像データの保管・出力について	(変更前の要件なし)	システムは、届書等の画像データを6ヶ月間保存後、外部媒体に出力して保存できること。	①センターで保管している届書の画像データについて外部媒体に保存できるよう設計を変更すること。		○	システム機能要件			①	—		【基盤】 ハードウェア仕様
26	3	届書等の画像データの保管・出力について	(変更前の要件なし)	外部媒体に保存された画像データをリストアすることができること。	①外部媒体に保存された画像データをリストアし画面に表示できるよう設計をすること。		○	システム機能要件			①	—		【基盤】 ハードウェア仕様
27	1	画像データの保存形式について	(変更前の要件なし)	システムは、画面審査を考慮した画像データ形式、解像度の届書画像を保持できること。	①業務要件で求められる解像度での画像の保存ができるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書等の画像データ化に関するプロセス概要図」(①に関する資料)		○	システム機能要件			①	—		【基盤】 ハードウェア仕様
28	1	キーボードを基本とする画面操作に係る機能追加について	(変更前の要件なし) ※ただし、画面設計規約に「キーボードとマウス等(ポインティングデバイス)での操作を基本とする」の記載あり。	利用者は、マウスを使用しなくても、キーボードによる操作を基本としてシステムを操作できること。	①キーボードによる操作が可能な画面構成となるよう設計を変更すること。		○	システム機能要件	①	①		—	ユーザインタフェース要件	—
29	1	外部機器について	(変更前の要件なし)	利用者は、端末に接続される外部ディスプレイを使用して、受付/受理/審査/決裁/保管等の各業務を実施できること。	①外部ディスプレイを接続できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件			①	—		【基盤】 ハードウェア仕様
29	2	外部機器について	(変更前の要件なし)	利用者は、端末に接続される外部ディスプレイを操作する際、端末とは別のキーボードにて操作できること。	①USB接続のキーボードを別途接続できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件			①	—		【基盤】 ハードウェア仕様
30	1	年金事務所での運用について	受付者は、年金事務所に提出されたすべての届書について、事務センターで受理以降の各業務を実施できるよう、届書を事務センターへ回送できること。	受付者は、年金事務所に提出された届書のうち、受付から通知までの一連の業務を年金事務所で行うべき届書について、事務センターにて受理以降の各業務が行われないよう設定できること。	①年金事務所届書の届出情報を登録する際に、年金事務所受付から通知書出力までの一連の業務を行うべき届書であるか否かを東単位で受付者が指定できるよう設計を変更すること。 ②年金事務所受け付けた届書について、受付から審査、決裁、通知書出力までの一連の業務を年金事務所にて行うことができるよう設計を変更すること。 ③事務センターで行う検索で、年金事務所受付から通知書出力までの一連の業務を行うべき届書が検索されないよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①に関する資料)		○	業務機能要件	① ②		③	・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-11-1 Z-0-0-5-13-1 Z-0-0-5-25-1 Z-0-0-5-26-1 Z-0-0-5-30-1 Z-0-0-5-30-2 Z-0-0-5-30-3 Z-0-0-5-33-1 Z-0-0-7-29-1 Z-0-0-7-29-2 【基盤】 ハードウェア仕様	
31	1	災害時等の代行権限設定に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	システム管理者は、予期せぬ災害時等でも迅速に対応できるよう、集約事務センターの管轄地域や対象届書等の範囲を柔軟に変更できること。また、拠点をまたいで代行権限を設定できること。	①代行者の代行の範囲(届書・処理票、市区町村や事業所の単位)を設定する際、別の拠点に属する代行者と被代行者をそれぞれ設定できるよう設計を変更すること。		○	業務機能要件	①			—	・業務機能要件別紙	【業務共通】 Z-0-0-5-33-1

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
32	1	研修環境の構築について	利用者は、高井戸庁舎内に設置される疑似拠点環境にて、教育研修を実施できること。研修環境は、本番環境のサーバを使用し、拠点設備・外部システム・周辺サーバシステムの疑似環境を準備すること。	利用者は、実機と同等の操作感を体験できる環境にて、教育研修を実施できること。	①補足資料に記載の内容に対応できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「研修環境の構築について」(①に関する資料)	○		業務機能要件			①	-	【基盤】 ハードウェア仕様
33	1	業務量に関する見積結果の反映について	システムは、非機能要件定義書1.6版に記載された内容に基づき稼働すること。	システムは、業務要件の追加・変更及び業務量要件の再調査結果に基づき、見直しを実施した非機能要件定義書に基づいて稼働すること。	①本調達の設計・開発範囲に対する非機能要件に係る設計を変更すること。 非機能要件の修正概要を以下に示す。 ・基礎数値の修正 ・業務量見積の修正 ・レスポンスタイムの修正	○	○	非機能要件	①	①	①	・非機能要件定義書	-
34	1	年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理(1次)、基盤サブシステム)の機能の稼働に係る移行要件の見直しについて	システムは、要件定義書に記載された移行要件に基づき、1段階で移行されること。	システムは、移行要件に基づき3段階で移行されること。	①最適化計画の改定内容に基づき、移行要件に係る設計を変更すること。 移行要件の修正概要を以下に示す。 ・サービス開始時期の修正 ・移行要件の対象範囲の修正 ・最適化工程の概要の修正 ・外部システム連携の追加 ・ツールの使用について追記 ・研修要件の修正 ・システム変遷図の修正	○	○	システム機能要件	①	①	①	・移行要件	・移行実施計画書
34	2	年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理(1次)、基盤サブシステム)の機能の稼働に係る移行要件の見直しについて	(変更前の要件なし)	新旧マッピング表のうち経過管理・電子決裁、個人番号管理(1次)、基盤サブシステムで使用するデータ項目およびコード値について修正を行うこと。 ※新旧マッピング表とは、基本設計成果物である移行対象エンティティ・データ項目一覧表、新旧エンティティ・データ項目対照表、新旧コード値対照表の3表の事を示す。	① 現行のコード値について、移行要否が判断されているか確認できるよう移行対象コード値一覧表を作成すること。 ② 新旧コード値対照表について、機構が提示するテンプレートをもとに移行元のレコード名称及びデータ項目名称を追記すること。 ③ 新旧マッピング表の記載内容について、新旧マッピング表間の整合性をとるよう修正を行うこと。 ④ 機構が提示するマッピング表の修正案を参考とし、指定する環境においてデータ調査を行った上で、マッピング表を修正すること。 補足資料: 「データ移行の作業について」(①～④に関する資料)	○	○	システム機能要件			① ② ③ ④	要件定義書: 移行要件	移行対象エンティティ・データ項目一覧表 新旧エンティティ・データ項目対照表 新旧コード値対照表 追加
35	1	フェーズ1に係る運用仕様の修正について	基本設計書1.2版及び非機能要件定義書1.6版に記載された運用要件及び保守要件に基づき運用されること。	システムは、フェーズ1対象のサブシステム範囲(経過管理・電子決裁、個人番号管理(1次)、統計・業務分析、基盤サブシステム)における運用要件、保守要件等に基づき運用されること。	①フェーズ1において使用する運用機能を本調達の運用要件、保守要件、フェーズ1における基盤構成等を基に、運用要件及び運用仕様の設計を変更すること。 ②「ITIL 2011」もしくは、今後ITILが改訂された場合は、その改訂内容と運用仕様を比較した対比表を作成し、機構と協議の上、それらの構成やプロセスを運用仕様へ反映すること。	○	○	システム機能要件			① ②	・運用要件	・運用仕様
36	1	委託業者(パンチ入力)に対するネットワーク接続方式での画像データ提供機能の追加について	(変更前の要件なし)	システムは、委託業者(パンチ入力)に対し、電子媒体にて提供する機能に加え、ネットワークを介し、画像データを安全性が高く、管理可能な仕組みを提供できること。 また、委託業者(パンチ入力)からのパンチデータを自動で登録できるような仕組みとすること。	①画像データを委託業者(パンチ入力)へネットワークを介し、安全に提供し、提供した画像データの管理ができる仕組みとするよう設計を変更すること。 ②委託業者(パンチ入力)からのパンチデータをバッチ等により自動で登録できるよう設計を変更すること。 ③画像データをパンチ業者へ提供するにあたり、任意の画像データをパンチ業者へ提供できる仕組みとなるよう設計を変更すること。 ④委託業者(パンチ入力)に対し、指定された場所までの通信回線及びネットワーク機器の準備、接続方法や利用方法などインタフェースに係る仕様を記載した接続仕様書を作成すること。		○	システム機能要件			① ② ③ ④	-	-

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
37	1	年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理(1次)、基盤サブシステム)の機能の稼働に係る届書の統廃合について	システムは、すべての届書において、届書情報のOCR読み取りを前提として実施された届書統廃合の結果に基づいて入力、審査、決裁及び対応する通知書の出力ができること。	システムは、すべての届書において、新たな届書統廃合及びレイアウト変更の結果に基づいて入力、審査、決裁及び対応する通知書の出力ができるよう設計を変更すること。 なお、届書情報のパンチ入力・キーボード入力を前提として、現在の統廃合結果を見直し、新たに届書の統廃合及びレイアウト変更が実施される。	①届書情報のパンチ入力又はキーボード入力を前提として見直しされた届書統廃合及びレイアウト変更の結果に基づき、届書情報の入力、審査、決裁が行えるよう設計を変更すること。 ②届書情報のパンチ入力又はキーボード入力を前提として見直しされた届書統廃合及びレイアウト変更の結果に基づき、届書に対応する通知書の出力が行えるよう設計を変更すること。 ③要件定義書の届書一覧について、基本設計に記載された届書を正しく反映した内容となるよう設計を変更すること。 ④要件定義書の届書一覧について、上記③の修正を実施した上で、補足資料「届書・処理票一覧」を正しく反映した内容となるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の統廃合内容について」(①②に関する資料) 「届書・処理票一覧」(①に関する資料)	○		業務機能要件	① ②	① ②		・業務機能要件 ・業務フロー ・業務機能要件【別紙3】届書一覧	【業務共通】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照
38	1	各機能間で調整を要する事項について	—	システムは、経過管理・電子決裁サブシステムに関する機能において、各機能間の整合性を保ち、各業務処理が適切に実施できること。	①前工程において、他機能と調整を要する等の理由により申し送り事項となっている経過管理・電子決裁サブシステムに関する諸仕様について、補足資料に示す記載の内容に対応できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「対応案件一覧」(①に関する資料)	○		業務機能要件	①	①	①		—
38	2	各機能間で調整を要する事項について	—	「アーキテクチャ設計及びプラットフォーム性能検証等業務」にて申し送りとされた経過管理・電子決裁サブシステムに関する機能において、各機能間の整合性を保ち、各業務処理が適切に実施できること。	①「アーキテクチャ設計及びプラットフォーム性能検証等業務」にて、要件が未確定等の理由により申し送り事項となっている経過管理・電子決裁サブシステムに関する諸仕様について、補足資料に示す記載の内容に対応できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「アーキテクチャ設計及びプラットフォーム性能検証等業務、申し送り対応案件一覧」(①に関する資料)	○	○	システム機能要件	①	①	①		—
39	1	個人番号による届出に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	受付者/受理者は、個人番号が記入された届書が提出された際、基礎年金番号に加えて個人番号の入力ができること。	①受付登録する画面及びキーボード入力を行う画面にて、基礎年金番号に加えて個人番号の入力ができるよう設計を変更すること。 ②受付登録する画面及びキーボード入力の画面にて、個人番号を入力された際、個人番号に紐づく既保有情報を取得し、画面に表示できるよう設計を変更すること。 ③届書の入力データチェックを行う際に個人番号管理サブシステム(2次)と連携し、届書の項目内容として入力された個人番号をもとに基礎年金番号を取得できるよう設計を変更すること。 ④基礎年金番号を表示する画面にて、基礎年金番号に加えて個人番号を表示できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書の受付に関する入力情報について」(①に関する資料) 「入力補助機能について」(②に関する資料) 「届書・処理票一覧」(①に関する資料)	○		業務機能要件	① ② ④	① ② ③		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-0-1-1 Z-0-0-0-4-4 Z-0-0-5-2-1 Z-0-0-5-3-1 Z-0-0-5-25-1 【業務個別】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照
39	2	個人番号による届出に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、個人番号が記入された届書を審査する際、個人番号に紐づく住民票情報を審査画面にて確認できること。	①届書の受理後に個人番号管理サブシステム(2次)と連携し、届書の項目内容として入力された個人番号をもとに、住民票情報を取得できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「届書・処理票一覧」(①に関する資料)	○		業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 補足資料:「届書・処理票一覧を使用した影響個所の見つけ方」参照
39	3	個人番号による届出に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	審査者は、個人番号が記入された届書を審査する際、審査画面にて個人番号による情報連携の依頼ができること。	①審査画面にて個人番号管理サブシステム(2次)と連携し、届書の項目内容として入力された個人番号をもとに、外部機関が保有する情報の取得を依頼できるよう設計を変更すること。 ②個人番号管理サブシステム(2次)より依頼に対する応答を受け取った際、取得した情報を審査画面に表示できるよう設計を変更すること。	○		業務機能要件	①	②		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務共通】 Z-0-0-5-3-1 【業務個別】 新規追加

別紙2 制度改正等対応一覧

項番	枝番	件名	要件記述		変更内容	実現時期		想定情報					
			変更前	変更後		H28.1	H29.1	要件種別	影響範囲			変更対象ドキュメント	
									業務共通	業務個別	基盤	要件定義書	基本設計書
39	4	個人番号による届出に係る機能追加について	(変更前の要件なし)	帳票出力機能利用者は、システムで扱う対象のうち一部の通知書について、個人番号を印字した通知書を出力できること。	①個人番号が記入された届書のうち個人番号により通知する通知書について、個人番号を印字できるよう設計を変更すること。 補足資料: 「通知書の種類」(①に関する資料)		○	業務機能要件		①		・業務機能要件 ・業務フロー	【業務個別】 補足資料:「通知書の種類を使用した影響個所の見つけ方」参照
40	1	社会保障・税番号制度の導入に伴い追加、又は変更される業務に関する設計及び開発	(変更前の要件なし)	社会保障・税番号制度の導入に伴い必要となる過度期対応の業務について、システムの設計及び開発を実施すること。	以下の業務について、業務共通機能としてシステムの設計及び開発を行うこと。 ①住民票コードに基づく番号紐付情報の収録 ②個人番号の登録申出の勧奨 ③個人番号紐付情報登録 ④個人番号の収録状況の通知 ⑧個人番号が付番されない者の管理 ⑨処理結果リスト作成 詳細については、調達仕様書本文及び別紙3-2、項番8を参照すること。		○	業務機能要件		① ② ③ ④ ⑧ ⑨		・別紙1 年金業務システム要件定義書(業務共通編)	【業務共通】 新規追加
40	2	社会保障・税番号制度の導入に伴い追加、又は変更される業務に関する設計及び開発	(変更前の要件なし)	社会保障・税番号制度の導入に伴い追加、又は変更される業務について、システムの設計及び開発を実施すること。	以下の業務について、システムの設計及び開発を行うこと。 ⑤ねんきんネットを活用した個人番号の登録申出の勧奨 ⑥個人番号による年金の相談・照会 ⑦法定調書等への個人番号記載 ⑩未収録者解消に向けた更なる取り組みの検討(統計) 詳細については、調達仕様書本文及び別紙3-2、項番8を参照すること。		○	業務機能要件		⑤ ⑥ ⑦ ⑩		・業務機能要件 ・業務フロー DMM_ID: 1-2、5-2、7-1、7-2	【業務個別】 新規追加